

審査会が指名する委員による口頭意見陳述等の実施について

- 行政不服審査法第 77 条では、審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、調査や口頭意見陳述等を行わせることができると定められている。
- しかしながら、前記の指名に係る審査会を開催するためには、日程調整等の時間を要することから、迅速な調査審議ができなくなる。
- したがって、迅速な調査審議を行うために、部会長が前記の指名をすることができるように、大阪府行政不服審査会運営要領の一部を改正する。

- 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）（抜粋）

- （審査会の調査権限）

- 第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

- （意見の陳述）

- 第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- （委員による調査手続）

- 第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。